

## 青森市水道水源保護指導要綱

### (目的)

第1条 この指導要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の趣旨に基づき、水道水源の保護に関し必要な指導を行い、あわせてその周辺の環境保全に努めることにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源保護区域 本市の水道に係わる水源の集水、涵養区域で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域（別図に掲げる区域）をいう。
- (2) 対象事業 水源保護区域内で行おうとする事業（別表1に掲げる事業）をいう。
- (3) 事業者 水源保護区域内で対象事業を行おうとする者をいう。
- (4) 指導値 対象事業に係わる施設等から排出される水質の基準値（別表2に掲げる基準値）をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、自然環境の保全に係わる施策を定め、その実現に努めなければならない。

### (管理者の責務)

第4条 管理者は、水源の保護に係わる施策を定め、その実現に努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、市及び管理者の定める自然環境の保全並びに水源の保護に係わる施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって水道水源を汚濁しないよう、必要な措置を講ずるとともに、市及び管理者が実施する施策に協力しなければならない。

### (知識の普及等)

第7条 管理者は、市民及び事業者の水道水源の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、啓発その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者が行う清掃活動等水源保護に係る自主的活動の助長に努めるものとする。

#### (水源保護区域の指定)

- 第8条 管理者は、水源を保護するため、水源保護区域を指定するものとする。ただし、当該区域に国有林野を含む場合は、関係行政機関と協議するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により水源保護区域の指定をしたときは、その旨を直ちに公表するものとする。
  - 3 第1項ただし書及び前項の規定は、管理者が水源保護区域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

#### (水源保護区域内における規制)

- 第9条 水源保護区域内における対象事業の行為規制は、次のとおりとする。
- (1) 入内地区簡易水道水源保護区域では、汚水等（生活雑排水、し尿、排水処理水その他の事業活動に伴い発生する水をいう。以下同じ。）を区域内に排出及び地下浸透しないよう措置を講ずること。
  - (2) 原別配水所水源保護区域（第1区域）では、浅層地下水に影響を及ぼす汚水等の地下浸透がないよう措置を講ずること。また汚水等を排出する場合は、指導値を満たすこと。
  - (3) 天田内配水所水源保護区域では、深層地下水に影響が及ばないよう措置を講ずること。また汚水等を排出する場合は、指導値を満たすこと。
  - (4) 孫内地区簡易水道水源保護区域、岩渡地区簡易水道水源保護区域、細野・相沢地区簡易水道水源保護区域及び王余魚沢地区簡易水道水源保護区域では、深層地下水に影響を及ぼす汚水等の地下浸透がないよう措置を講ずること。また汚水等を排出する場合は、指導値を満たすこと。
  - (5) 堤川浄水場水源保護区域及び原別配水所水源保護区域（第2区域）では、汚水等を排出する場合は、指導値を満たすこと。
- 2 水源保護区域内で、さく井、地下工作及び土地の形質変更等の行為を行う場合は、現有取水施設の水量及び水質等に影響を与えないよう措置を講ずること。
  - 3 水源保護区域内におけるゴルフ場での使用農薬については、管理者と事前に協議すること。

#### (事前協議)

- 第10条 事業者は、対象事業の実施に伴い、発生する水源に与える影響を防止するため、あらかじめ管理者と協議しなければならない。
- 2 事前協議に際しては、届出書（別記様式）を提出するものとする。
  - 3 管理者は、前項の届出書に別に定める書類の添付を求めることができる。
  - 4 管理者は、事業者が第1項の規定による協議をせず、又は協議の見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて協議するよう要請するものとする。

(一時中止要請等)

第11条 管理者は、事業者が第9条の規定に反し水道水源に汚濁等の影響を及ぼすおそれが生じると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の是正又は一時中止を要請することができるものとする。

2 管理者は、事業者が第10条第4項の規定に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の一時中止を要請することができるものとする。

(協定の締結)

第12条 事業者は、第10条第1項の規定による協議が整った場合、将来にわたって水源の保護を図るため、管理者と水源保護協定を締結するものとする。ただし、国の機関又は地方公共団体が対象事業を行う場合は、この限りでない。

(立入調査)

第13条 管理者は、水道水源を汚濁し、又は汚濁するおそれのある行為を行っている事業者に対し、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして当該事業者の土地若しくは建物に立ち入りその状況を調査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第14条 管理者は、事業者が第11条の規定による対象事業の是正若しくは一時中止の要請又は第12条により締結した協定に従わないときは、その旨及び事業者等を公表することができる。

(関係行政機関等への協力要請)

第15条 管理者は、関係行政機関又は他の地方公共団体に対し、水道水源を保護するため必要があると認めるときは、協力を要請するものとする。

(諮問)

第16条 管理者は、水源の保護に関する事項について必要があると認めるときは、学識経験者等から構成する委員会を組織し、意見を聴くことができる。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の青森市水道水源保護指導要綱（平成4年1月4日実施）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則  
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。なお、別記様式については平成29年4月1日に遡り実施する。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の青森市水道水源保護指導要綱に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から実施する。